

国自整第 24 号の 2
令和 2 年 5 月 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取
扱いに係る教習受講日の期限について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局
運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底
方お願い致します。

別添

国自整第 24 号
令和 2 年 5 月 1 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取
扱いに係る教習受講日の期限について

標記については、「自動車検査員教習実施要領の策定指針について」（平成 15 年 12 月 17 日付け国自整第 125 号）により、2 年を超えない期間内において 1 回に限り教習修了試問のみを受けることができることとしているところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、同通達で定められた 2 年を超えない期間に教習を受講することができない場合については、別途、指示するまでの間、当該期間を超えていても差し支えないこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。